



平成21年 5月 1日

各 位

会 社 名 株式会社 あじかん  
代 表 者 名 代表取締役社長 足利 政春  
(コード番号：2907 東証第二部・大証第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 江角 知厚  
業務推進本部長  
(TEL：082-277-7010)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第45期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、現行定款第5条（公告の方法）の当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下、「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券電子化）されました。

これに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第7条につきましては、「決済合理化法」附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日を効力発生日として廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日（予定）

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分は下線で示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第5条 <u>当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>	(公告の方法) 第5条 <u>当社の公告は、電子公告により行う。</u> <u>2 ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数) 第6条 《条文省略》	(発行可能株式総数) 第6条 《現行どおり》
(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	《削 除》
(自己の株式の取得) 第8条 《条文省略》	(自己の株式の取得) 第7条 《現行どおり》
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 《条文省略》 <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(単元株式数) 第8条 《現行どおり》 《削 除》
(単元未満株式についての権利) 第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利
(単元未満株式の買増請求) 第11条 《条文省略》	(単元未満株式の買増請求) 第10条 《現行どおり》
(株主名簿管理人) 第12条 《条文省略》 2 《条文省略》	(株主名簿管理人) 第11条 《現行どおり》 2 《現行どおり》

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第13条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条        　　〈 条 文 省 略 〉</p> <p>第39条        　　<u>《新 設》</u></p>	<p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第12条 当社の株式に関する手続きおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第13条        　　〈 現 行 ど お り 〉</p> <p>第38条        　　<u>附 則</u></p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第 3 条 <u>本附則第 1 条から本条までの規定は、平成22年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上